

○伊藤委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 石原大臣と論戦をさせていただきま  
すのはこれで二回目か三回目になると思いますけ  
れども、この間、国会事故調の黒川委員長とお話  
しする機会がありました。黒川さんは国際的にも  
非常に発信力の高い方で、我が国の原発事故にか  
かわる国会事故調のアクティビティといいまし  
ようか、そういうものを国際的にも発信してきて、  
現在、ヨーロッパやアメリカでこの汚染水の問題  
は非常に関心を持たれているという話をされてお  
りました。その意味で、環境行政あるいは原子力  
行政を扱う石原大臣の御活躍というか、あるいは  
行動というのは国際的にも非常に関心を持たれて  
いると思いますので、ぜひ積極的な発信をしてい  
ただきたいなというふうに思います。

ところで、きょう、これは読売新聞ですけれど  
も、「原発事故補償条約加盟へ」、CSCに加盟  
を検討しているという記事が出ていました。やっ  
と本格的に動き出したのかというふうに思います。  
私の外務省時代の先輩が千葉一夫さんという  
方で、この方は沖縄返還交渉の当時の担当課長で  
ありました。外務省の中でも非常に厳しい仕事ぶ  
りをする方として有名でありましたが、その方が  
よく言っておられたのは、三週間で仕事が完了し  
ないのは日ごろ準備をしていなかったからだ、三  
カ月でできないのは能力がないからだ、三年でで  
きないのはやる気がないからだよく怒られたも  
のでした。

このCSC、私が指摘をして二年目、二年ちょ  
つと超えているのかな。やる気はあったんだなと

いうことはわかるんですけども、現在の状況は  
どうなっていますか。

それと、この条約が締結をされていないために、  
今後予想される国際的な訴訟案件というのはかな  
り想定をされます。

もう既に、二〇一一年のあの事故の直後にロナ  
ルド・レーガンに乗っていた、アメリカの海軍士  
官じゃなかったかと思いますが、その方がたまた  
ま妊娠をされていたようで、女性ですから妊娠を  
されていたようですが、その方がアメリカで訴訟  
を起こしました。

この訴訟の現状というか、あるいは見通しなど  
についても、何か情報がありましたらお答えくだ  
さい。外務省でいいです。

○北野政府参考人 お答えさせていただきます。

今先生から御指摘がありました原子力の損害賠  
償条約に関しては、国際的に三つの系統とい  
うのがございまして、ウィーン条約、それからパ  
リ条約、そして今御指摘がありましたCSC、こ  
の三つの条約がございます。

私ども、これまで、被害者の救済の観点、それ  
から我が国の国内法との整合性ということを考え  
ますと、CSCが最も有力な候補であるというこ  
とで検討をしまいたるところでございすけれど  
ども、このほど、先ほど先生から御指摘がありま  
したように、国際的な原子力損害賠償制度の構築  
に参加することの重要性、そして、福島第一原  
子力発電所の廃炉、汚染水対策に知見を有する外  
国の企業の参集の環境を整えるということの観点  
を踏まえまして、CSCを締結するべく必要な作

業を進める、そのような方針としたところでござ  
います。

この方針につきましては、先生からも先ほど御  
指摘がございましたけれども、今来日中のアメリ  
カのモニツ・エネルギー庁長官に対しまして御  
説明をし、先方は我が国の取り組みを歓迎し、ま  
た、今後双方でこの条約に関する詳細な調整を行  
っていくということで一致をしたというところで  
ございます。

今後、このCSCの締結に向けて、関係省庁で、  
国内的な取り組みとの関係もございしますので、緊  
密に連携をしながら取り組んでいきたいというふ  
うに考えているところでございます。

今御指摘ございました訴訟の件につきましては、  
今手元に資料がございませんので、所管をしてい  
るところともよく相談をしながら、また別途御説  
明の機会を持たせていただければと思います。よ  
ろしくお願いいたします。

○荒井委員 このCSCの条約の加盟問題とい  
うのは、もう既に五、六年ぐらい前からずっと文科  
省が中心になって検討していたんですね。ところが、  
原子力は安全だということや、それから、文科  
省の中で必ずしもやる気がなかったんじゃない  
かと私は思います。ごたごたしているうちに、結  
局あの三・一一を迎えたわけです。

あのときにこの条約に加盟していれば、アメリ  
カとの条約に加盟していれば、国際的に批准でき  
たんです、既に四カ国がそのときに批准をしてい  
て、日本が入ればこの条約は発効したんです。発  
効すれば、先ほどのロナルド・レーガンの女性の

訴訟事件というのも、日本で訴訟がやれたんですね。日本の基準で訴訟案件の裁判をすることができたんです。アメリカの裁判というのは、懲罰的な判決を下すことが多くて、アメリカで判決が下ると、ちよつと日本では想像できないような判決事例になるおそれもあるわけであります。

その意味で、私は、行政の不作為がこの C S C の問題にはあったのではないかというふうに思います。遅いですが、しっかりと取り組んで、なるべく早い批准をするようにしていただきたいというふうに思います。

きょうは田中委員長も来られていますが、田中委員長とはまた、原子力の安全問題については、別途の委員会ですっかり議論をしたいと思うんですけれども、二つだけ少し確認をさせていただき。一つは、リプレースの話がこのごろ新聞に載るようになりました。原子炉のリプレースということですね。原子炉のリプレースというのは、素人目にはよくわからないというか、何なんだろうというふうに思います。例えば、浜岡の一号と二号は廃炉になりました。一号と二号のかわりに三号と四号をつくったんですね。これをもってリプレースというのかどうか。リプレースの定義です。あるいは、原子炉や格納容器をリプレースすることができるとかということが第一点です。リプレースの定義です。

それから、今回の福島第一原発の事故は、極めて大きなシビアアクシデントですが、このシビアアクシデントで世界じゅうが注目をしたのとは、複数の原子炉が連鎖的に事故を起こしたとい

う事例は初めてなんです。原子力の安全の専門家、複数の原子炉の連鎖的な事故をどう防ぐかということに最大の関心を持っていたはずであり

ます。複数の原子炉の連鎖事故というのは、複数あつたからですよ。世界じゅうでは、三基以上、一つの原子力発電所の中に原子炉を据えている例というのは、そんなに多くありません。日本は、六基とか七基を据えて、世界で最大だと威張つていましたけれども、そんな危険なこと、世界じゅうは、規制当局が認めていなかったらどうしようというふうに思うんです。

その意味で、四号機のあの爆発というのは、三号機から水素が流れたらうと言われていたんですけれども、それは施設が共用されていたからですね。こんなことは、今までの諸外国の規制当局にしてみたら、いわば恥ずべきことだったと思うんですけれども、三つ以上の原子力の同時稼働というのは、これからも容認をしていくつもりなのかどうかというこの二点について、田中委員長の見解を聞かせてください。

○田中政府特別補佐人 お答え申し上げます。

リプレースの定義ですけれども、先生が例示されました、浜岡の一、二号をやめて三、四号機をつくった、これはリプレースとはちよつと違う、増設というふうな範囲に入っているのではないかと思います。リプレースは、現在動いているものを廃止して、そのかわりにつくるということですので。

実際それをどういうふうにリプレースするかどう

かという判断については、私どもが関与することではないので、これ以上は申し上げることはできません。

それから、格納容器とか、压力容器、プレッシャーベッセルですが、これのリプレースは非常に困難であるというふうに思います。压力容器の中のシユラウドの交換とか、こういった経験はございませんけれども、そういったメーンになる場所のリプレースは、今まで、私の知る限りでは余りない、ないと思います。

それから、三基以上ということですが、現実には、三基以上の場所が、福島第一とか第二とか、それから柏崎刈羽とか幾つかありますけれども、こういったところについては、それなりにそういった、特に、現実にそういう複数の号機があるところについては、それぞれが今回の事故を踏まえまして、そういうものに対応できるように独立に次々とそういうことが起こったとしてもきちっと安全対策ができるような規制を今求めているところでございます。

○荒井委員 今のリプレースの説明はとても大事なことだと思えます。私もそうだと思います。実際に压力容器や格納容器をリプレースするなんということは、放射線量が高過ぎて不可能だというふうに思いますので、そういうリプレースというのはあり得ない。リプレースができるとすれば、発電機のリプレースとか、あるいは、せいぜい蒸気発生器のリプレースぐらいなんだろうなというふうに思います。

したがって、全くこつちの原子力の方がより安全で技術が高いからという形でもしも増設するの

でしたら、それは新設、増設の範囲に入るといふふうに考えますので、私も、田中委員長の今の御発言で安心したところであります。

ところで、原子力の災害で、シビアアクシデン  
トで、最もきちつとしたデータが残っているのは  
スリーマイルアイランドの事故だといふふうに思  
います。その事故の最終レポートが、有名なレポ  
ートが二つあるんですけれども、NRCがつくつ  
た、約一年間かけた、専門的な立場からのレポー  
トがロゴビン・レポートというレポートでありま  
すが、そのロゴビン・レポートの最終結論は、避  
難計画なくして稼働計画なし、そういうのが結論  
であります。

言ってみたら、至極当然のことといえれば当然な  
わけですね。事故が起きたときにどう避難するの  
か、その具体的な避難計画がなければ動かしちゃ  
いかぬというのは非常に常識的なことだと思うん  
ですけれども、ただ、日本では、この避難計画が  
できているようでできていない、あるいは避難計  
画の中の準備も、事前の避難計画というのを、さ  
してちゃんとやっていないというのが今回の事故  
で明らかになったわけです。

そこで、三十キロ圏内に避難計画区域を拡大す  
るといふようなことをやりました。基準も、原子  
力規制委員会ですら新たに作り直しをしたといふ  
うに思います。

これを実際に審査するのは、その避難計画、こ  
の避難基準に基づいて市町村がそれぞれつくって  
いくわけです。今回は三十キロ圏内まで拡大しま  
したから、対象市町村も大変大きくなると思いま

す。市町村に、つくるように指導もされているん  
だと思います。この避難計画書の今の状態であ  
らうなっているのか、つくられているのかどうか、そ  
れを審査しているのかどうか。本来、稼働計画と  
並行して私は進めるべきだと思いますけれども、  
この避難計画書の審査なり、あるいは推進とい  
うのは、石原大臣のところだと思ふんですけれども、  
それはどうでしょうか。

○黒木政府参考人 その関係を正確に申し上げま  
すと、内閣府にあります原子力災害対策担当室と  
いうところが担当しております。

現時点におきまして、九月末の数字でございま  
すけれども、避難計画が一応できておりますのは、  
全体の約三四％程度ということで、約三分の一で  
ございます。

さまざまな問題がございまして、現在や  
っておりますことは、九月の三日の日に、原子力  
防災会議におきまして、関係省庁を挙げて関係自  
治体の避難計画などの充実化を支援するという方  
針を立てまして、今、関係省庁を挙げて、地域に  
入りまして、それぞれワーキングチームを結成し  
て、そこで避難計画の策定に全力を挙げています  
ところでございます。

今、審査というお話がございましたけれども、  
これは、あくまでも地方自治体がつくる計画でござ  
いますので、国が審査して、いいとか悪いとか、  
合格とか不合格とかいう話ではございませんが、  
こういった取り組みの中で、一定、こういうこと  
については避難計画の中できちんと書いてほしい  
といった事項は、我々の方からモデルとしてお示

ししておるところでございます。

以上でございます。

○荒井委員 私は、今では不十分だと思うん  
ですよ。ちゃんとした避難経路、それが整備されて  
いるかどうか、これはとても大事ですよ。

今、「ホワイトアウト」という小説、大変おもしろい小説ですから、一度大臣も読まれたらいい  
と思いますけれども、それを読んでみてください。  
冬の積雪の地域、地帯で鉄塔がテロによって倒さ  
れて、電力が来なくなると、避難計画がうまくい  
かないという、豪雪の地域だという前提で、あり  
そうなことだといふふうにも思います。そのと  
きの除雪の計画とか、あるいは避難計画だとか  
というのは、あらかじめやはり準備をしておく必  
要があるんだろうといふふうにも思います。

この原発事故のときに、私は、当時、民主党の  
原発PTというプロジェクトチームでいろいろな  
作業をしていたんですけれども、アメリカ側と意  
見交換をすることが結構ありました。アメリカ側  
が一番びっくりしていたといふか、あるいは、日  
本の安全、危機管理の文化といふのはこういうも  
のなのかといふような感想を非公式に漏らしたこ  
とがございます。

兵たんをほとんど重視していないといふか無視  
しているといふか、典型的なのが作業員の労働環  
境についてでありました。あるいは、避難計画そ  
のものがうまくできていないといふようなことを  
指摘しておりました。

まさに、日本が太平洋戦争で負けたときの、そ  
れと同じ現象がこの事故の対応のときに起きてい

たんだなというふうに感じた次第でありますから、ぜひ政府側でも、避難というものについてもっと重要視して、原子力の規制だとか、そういう光の当たるところばかり何となく重視をするところがあるんですけども、もっと地味なところこそ、一番大事なんじゃないかなというふうに私は思います。

きょうは田中委員長ともっと議論をしたいんですけども、田中委員長に最後お伝えだけしたかったのは、今度の事故で、女川原発の創設のときに携わった平井さんという、当時の東北電力の副社長がおられました。

もうお亡くなりになつていらっしゃる方ですけども、この方が、多分、三陸にお住まいの方だったんだらうと思います。自分の小さいときに、ここよりも下に住むなという言い伝えがあったというんですね。ある神社だそうですね。それが、ちょうど標高十五メートルのところだったんだそうですね。それで、十五メートル以下に住むなという言い伝えがあったので、女川原発をつくるときに、標高十五メートル以上にしろと強硬に主張したそうですね。

当時、政府の基準は五メートルですから、それで、海水で水冷するわけですから、なるべく低いところの方が経済的だということで、東北電力の経理担当とかそういうところは、五メートルでいいじゃないかと。福島第一原発なんか、わざわざあれは削って五メートルにしたんですね。そういうことをやろうとしたんですけども、この平井さんという方が絶対だめだと体を張ってそれを抑

えたということ、十五メートルの標高に女川原発があるわけです。

そこに十四メートルの津波が来たけれども、辛うじて救われた。そして、女川の地域の人たちの避難場所にあの原発がなったんですね。もうお亡くなりになっていきますけれども、私は、この平井さんという方は本当に国民栄誉賞物だというふうに思います。

あるいは、吉田さんという福島第一原発の所長さんも、最後の最後まで残ると決断をして、アメリカのワシントン・ポストかな、フクシマ・ファイターと言われた、英雄として書かれている。まさに、そうだと思うんです。あの人がいなければ、もっと被害は広がったというふうに思います。

そういう方々を先輩や後輩に抱えておられる良心的な技術者であり研究者である田中さんに、これからもぜひ、公明で公正で公平な行政をしていただけるようお願いいたします。

さて、大臣、ちよつとお待たせいたしました、申しわけございませんが。

大臣のところでは、除染の仕事が中心だと思います。これは、福島の方々にとっては死活問題になっていきます。

除染の仕事は、この二年間やってきて、どこが難しいのか、どこまでできるのかというのが少しわかってきたんじゃないかというふうに思います。ハイレベルの放射能のところはかなり効率的な除染作業ができるというのが少しわかってきたんだと思うんですけども、低レベル、五ミリ以下のところは極めて難しいということがだんだんわか

つてきたんだろうと思います。

そこで、もともとの除染計画は、一年あるいは二年でという除染計画だったんですけども、それはもはや不可能だというのをだんだん理解してきて、計画の練り直しをする段階に来ているというふうに思うんです。そうしますと、今までの一、二年でやるための施設あるいは体制、そういうものとは違ってくると思うんですね。そういう基本的な変更なり基本的な考え方というのは、今、大臣、どうお考えなのか、それをお聞かせください。

**○石原国務大臣** 詳細については担当が井上副大臣でございますので、私の方から概略をお話しさせていただきます。委員が御指摘のとおり、この夏に、どこまでできる、できないの見通しを変更させていただきました。

国直轄の方でなかなか難しい一つの例を出させていただきますと、除染は強制実行じゃございませんので、あくまで皆様方の御理解を得て、許可をとった段階で行う。初期の段階においては、やはり除染という作業自体がどういうものかということも手探りな状態であったので、いろいろな紆余曲折があったこともまた事実でございます。しかし、ここに来まして、どういう形でやればいいのかということが、スタンダードが大分わかかってまいりましたので、行わせていただいている。しかし、現実問題、住んでいる方から言わせると、もう除染はいいから、二年間も帰っていないような家、たまに帰っているような家は住めないから壊してくれと。新たな問題等々も出てきます。

こういう意見をきめ細かく聞かせていただいて、

今後の方針、特に、除染しても数値の下がらないところがホットスポットという形で点在しています。そういうところはフオローアップという形で、ともかく線量を下げることによって生活が成り立つということ的前提に考えているところでございます。

詳細については井上副大臣の方から御答弁させていただきます。

○井上副大臣 除染でございますけれども、今、荒井委員、あるいは大臣の方から答弁させていただいたとおり、除染も非常に困難な部分もあるというのは現実でございます。ですから、九月の十日に、私ども、除染の総点検の結果を公表いたしました。

当初の計画は、理想を追求する余り、必ずしも実態に合わない部分も出てきていた。ですから、現実を見据えて地に足のついた対策を考えていくことが大切だ、そういう意味でこの総点検を行いました。特に、地元、県や市町村とよく相談をしながらやっていくということが非常に重要だと思っております。

その総点検結果としましては、既に除染が完了した田村市を含めて、四市町村は当初計画どおり、二年間、今年度中に除染を完了できると考えております。その他につきましては、それぞれの市町村とよく話をしながら、今回、総点検で全体の方向性を発表させていただきましたけれども、法定計画として実際の市町村の計画をことしじゅうにきちんと詰めて、そして発表したい、それに基いてしっかりと除染に取り組んでまいりたいと思っ

ております。

○荒井委員 恐らく、どこを除染するか、どこがホットスポットなのかとか、そういう専門的な知識も必要でしょうし、あるいは長期的な住民対策というのにも必要になってくると思うんですね。私は、そういう対策をするのには今の除染事務所の体制が不十分じゃないか、待遇もそんなに良くありませんし、それから人間的にもどうなのかなという感じがします。そのあたりはどうお考えなんですか。

○小林政府参考人 除染の体制についてでございます。

これは逐次増強してきておりまして、必要な人員の確保に努めているところでございます。

具体的に申しますと、平成二十四年一月、制度が始まりましたときは、とりあえず、もう数十人から始めたというのが現状でございます。その後、二十四年度には二百十人、二十五年度には三百十二人、これは職員自体でございます。これにまたいろいろなサポートいただく応援部隊も百人、二百人規模で逐次投入をしてきておりまして、これは事業の状況を見ながら、引き続き、常に人員が足りない部分は増強していく、こういう体制でやっているとところでございます。

また、実際、作業に当たっていただく人員の確保、これは企業の受注者の方になるわけでございますが、これも業界に要請をしたりしながらしっかりと体制をとっていく、こういうことを考えております。

今、大臣、副大臣からございましたように、計

画の見直しをしております。そのときに、一体どのぐらいのことが必要になってくるかというのを地元でよく相談しながらやっているとところでございまして、体制の整備には引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

○荒井委員 ぜひ、大臣も現地へ行つて、職員を督励してあげてほしいんですね。

除染の作業というのは非常に地味です。そして、被害者から見れば、政府の職員、環境省の職員も経産省の職員も同じです。あるいは、東京電力の職員も政府の職員も、彼らから見れば、被災者から見れば同一なんですね。したがって、どこか、ぶつける怒りというか、そういうものをぶつけるところがないということに環境省の皆さんが行かれるわけで、そのときの地元での対応というのは大変難しいと思います。私もかつて地元対策をやったことがありますけれども、何となくよくわかる感じがいたします。

そういう前線で苦勞されています職員は、その割には、処遇なり待遇なり手当なりについて、もう少し配慮をしてやる必要があるんじゃないかなと私は思う次第でございますので、大臣を先頭に、そういう除染作業に当たっておられる、地味な仕事に当たっておられる方を督励するような、そういうことをぜひお考えください。

また、除染のやり方なんですけれども、市町村がやるレベルのところの除染地域は、もう、一戸一戸に交付金を出したり、あるいは、御本人で努力をして除染するというような、そういう手法もそろそろ考えたらいいのではないのかなという

ふうにも思います。そういう基準づくりの見直しもそろそろ始めてもいいのではないか。

それにあわせて、非常に難しいところは、もうここは十年戻れませんが、二十年戻れませんが、その場合には、場合によっては長期の賃貸契約をいたしましたでしょうか、あるいは国への売却をお願いしますといったような、そういう対応をそろそろやるべきではないでしょうか。

チェルノブイリの場合には、チェルノブイリも最初、除染を一生懸命やりました。しかし、結果的には、山だとか林だとかに隣接しているところはもう無理だというのがわかって、五年後に、もうここは入っちゃだめとかという形で、除染を実際はやめました。

その際に、最も基本的なデータが、五百メートルメッシュぐらいだと思いますが、もっと細かいメッシュかもしれません。モニタリング、汚染マップなんですね。

今、日本の場合には環境省が中心になって汚染マップをつくられていると思います。それは、空間線量のヘリコプターからはかったものじゃないかと思うんですけども、もっと地上を歩いて、五百メートルメッシュぐらいで、定期的にしつかりと汚染マップをつくっていく。そうすると、水の流れたとか、あるいはどういう核種が沈殿しているかということ、大体二、三年たったら、将来の汚染度というのは大体わかってくるというふうには言われています。そういうことをそろそろやる時期に来ているんじゃないでしょうか。

もっと細かい正確な汚染マップをつくるという

ことが必要だと思えますけれども、大臣はこういうのに余り御関心がないかな。どなたか。

○小林政府参考人 線量をしつかり把握して作業していくということ、これは、後で御答弁があるかもしれませんが、規制庁の方が、空間線量全体の把握はしていただいております。

私も環境省の方では、除染をやるに当たりまして、まず計画を立て、地元の御納得をいただいで進めていく上で、まず最初の段階で地上での線量をしつかりはかっております。また、作業をやった後どういう状況になるか、こういうこともはかっているところでございます。

それで、計画ののりつた除染が終わった段階では、これは相当稠密な、既に田村市ではもう終わりだったので、住宅回りだけでも数千カ所のモニタリングをしておりますが、そういったことをいたしまして、住民の方に情報を提供して、いかに安心をしていただくかということもございまして、御指摘ございましたように、仮に懸念が残るところがあれば、こういうものについても対応していくという体制をとっていく必要があると考えているところでございます。

モニタリングについては、原子力規制庁とよく連携をしてやってみりたいと考えているところでございます。

○黒木政府参考人 ほぼ今の答弁と同趣旨ではございますけれども、現在、規制庁におきましては、大気、土壌、海洋のモニタリングに関しまして、総合モニタリング計画、これは国がつくったものがございますが、それに従いまして実施している

ところでございます。

陸域につきましては、御指摘のとおり、航空機のモニタリングということで、地上一メートルの空間線量マップ、それから自動車走行モニタリングによる主要道路の空間線量マップ、あと土壌の汚染状況についてのマップ、こういったものを今現在、いわゆるマップという形で作成しているところでございます。

今後は、さらにきめ細かなモニタリングと、それをうまく住民の皆さんに伝えていく、そういった工夫が必要になると思いますが、いずれにしても、環境省とよくその点を相談しながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○荒井委員 何なんでしょうかね、日本というのは、基礎的なところのデータをしっかりと集めていくというのを何となくおろそかにしているような気がします。

福島第一原発の汚染水、特にタンクから水漏れをしているというふうなものは、日ごろからモニタリングをしつかりしていれば、あんなのはすぐ発見できたはずですよ。そのモニタリングシステムをまず最初につくらせる、そういう指導を、経産省なのか、あるいは規制庁なのか、やるべきだったのではないのかなというふうに思います。

その意味でも、これからの、これからでも遅くはありませんので、汚染地域のモニタリングマップをしつかりつくっていく、しかも、できたら核種ごとにつくっていくぐらいのそういう努力が必要なのではないだろうか。

特に、これはベラルーシの大使がおっしゃって  
いました。ベラルーシの大使は、二〇一一年の十  
月に日本に赴任したんですけれども、ベラルーシ  
の原子力の、放射能のモニタリングの専門家で、  
ベラルーシの防災センターの所長さんだと思  
います。恐らく、今我が国にいる専門家としては  
最も、除染ですとか、あるいはモニタリングだど  
か、そういうことについて一番知見を持っている、  
二十五年間の知見を持っている方ですので、ぜひ  
機会がありましたら、その方と意見交換をする機  
会を設けたらいいと思います。

昨年十一月でしたでしょうか、十二月でし  
うか、ベラルーシとの間の原子力協定をウクライ  
ナに続いて行いました。ベラルーシからの情報の  
提供というのが約束をされていると思いますので、  
そういうこともぜひ利用していただくべきだとい  
うふうに思います。

次に、被災者が一番関心を持っているのは健康  
管理なんですよね。地域では、福島では、甲状腺  
のがんがふえたとか、あるいは健康上、これは放  
射能のせいなのかどうかかわらないけれども、こ  
ういう被害がふえたとか、そういう意見をよく聞  
かされます。そういう不安をよく聞かされます。  
これは、幾ら科学的知見としてこうなんだとか  
あるいは、それは証明されていないとか、お医者  
さんの立場あるいは科学者の立場で言っても、そ  
こに住んでいる人から見たら、それはもう納得で  
きないんですよ。この人たちに安心感を与えるの  
は、もう、不安も抱えた人には常に健康管理の医  
療的なサービスを提供しますということしかない

んだというふうに私は思います。

その意味で、この間、子ども・被災者支援法、  
浜田副大臣が一生懸命頑張って実施計画をつくら  
れました。政府として、あれは法律事項ですから  
法律事項で実施計画がすぐつくられなかったとい  
うのは、私は、これもまた行政の怠慢の一つだと  
思うんです。

この医療のサービス、これについてはどうい  
う方針で、また、後で浜田さんからは、被災者支援  
法の中でそれらをどういうふうに扱っておられる  
のか、それをお聞かせ願いたいと思いますけれど  
も、まず大臣、この医療サービスについてどうで  
しょうか。

**○石原国務大臣** その点にお答えする前に、先  
ほど委員から非常に重要な御指摘をいただきました  
ので、ちよつと意見を述べさせていただきます  
です。

現場の職員に対してどういうふうに指導し、ま  
た、温かく、仕事をしやすくするかということ  
すけれども、やはり、一義的には大きな津波、地  
震によって事案が発生しましたけれども、それ以  
外の部分においては、委員が先ほど御指摘され  
ような点が多々あると思います。ですから、やは  
り、国にかかわる人間は、被災者の方々に対して  
大変大きな御迷惑をおかけしました、申しわけ  
ございません、そういう気持ちでやるようにとい  
うふうに督励をさせていただいております。

また、そこで働く職員の処遇についても、現実  
問題としますと、住居を確保することができませ  
んので、一番走るような人の話、若い方に聞いた

んですけれども、大臣、一日五百キロ、車を運転  
しますと。そんなような状態がありますので、宿  
舎も、いろいろお願いして、各現場に近いところ  
に職員の人も泊まれるようなことを、これは財務  
省にお願いしてやらせていただこうと考えており  
ます。

今、被災者支援の方のお話がありました。

十月十一日に基本方針を閣議決定したところ  
でございます。この中では、健康影響調査や医療費  
の減免などの施策について、有識者会議を開催し  
て、今後の支援のあり方を検討するというふう  
になっておりまして、この十一月の十一日に第一回  
目の有識者会議を立ち上げる準備を進めていると  
ころでございます。

これまで、県民健康管理調査、福島医大を中心  
にしっかりとやっていたいてまいりました。あ  
るいは、個人線量計の把握の結果、福島県、周辺  
県の専門家の御意見、事故にかかわる国際的な評  
価などを踏まえた上で、この有識者の方で御議論  
をいただき、今後の支援のあり方を決めてまいり  
たいと考えているところでございます。

詳細につきましては、保健部長の方から御答弁  
をさせていただきます。

**○浜田副大臣** 今御質問をいただきました子ども  
・被災者支援法の基本方針の策定につきましては、  
荒井委員は議員連盟の会長として、二度にわたり  
復興庁に申し入れに足をお運びいただきました  
御礼を申し上げます。

今御指摘いただきました子ども・被災者支援法  
の基本方針におきましては、支援対象地域に加え

まして、施策ごとに、より広範囲な地域を準支援対象地域として定め、施策を講じることとしております。

具体的には、子ども・被災者支援法に関連する施策のそれぞれについて、どのような地域を準支援対象地域として実施するかは、各担当省庁において、施策の趣旨、目的等に応じて定める、こうなっております。今、石原環境大臣から御答弁いただきましたが、福島近隣県を含めた外部被曝状況の把握や健康管理の現状、課題を把握した今後の支援のあり方の検討につきまして、環境省において検討していただいていると承知しております。

○荒井委員 時間がなくなりましたので、最後の質問をさせていただきます。

これから、原発の再稼働、規制委員会の審査を経て再稼働することになるだろうと思うんですけども、それにしても、恐らく、そのうちの幾つかは、今後、長期にわたって稼働できない、あるいは廃炉にならざるを得ないというような状況になると思います。それは安全性が優先するわけですから当然だと私は思うんですけども、その際懸念されるのは、地域の雇用でありますとか経済でありますとか、あるいはエネルギー需給の全体的なバランスでありますとか、そういうものが必要になってくると思います。

そこで、原子力発電所の再活用というか再利用ということを考える時期がそろそろ来たのではないか、来るのではないかというふうに思います。跡地の利用ですね。

跡地の利用として最も適切なのは、私は火力発電所だと思います。火力発電所の三要素というのが、水があること、系統電線があること、港湾があることというふうに言われています。そうしますと、原子力発電所にはそれがみんなそろっているんですね。

そこで、用地があるならば、原子力はとめても火力発電所に切りかえていく、そういうプロジェクトをそろそろ具体的に検討する時期に我が国は来ているのではないかというふうに思います。

その際に、大きな課題は環境アセスです。環境アセスをどのぐらい効率的に、あるいは短時間でやれるのかということがキーになるというふうに思うんですけども、このあたりは、石原大臣、いかがでしょうか。

○石原国務大臣 冒頭、委員にぜひ一つお願いがございますが、ぜひ再生可能エネルギーの方も力を入れていただきませんと、化石燃料を燃やし続ける、国富をどんどん海外に移転する、あるいはCO<sub>2</sub>はふえる。ポテンシャルが再生可能エネルギーはございますので、ぜひそちらの方もひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

ただいまの御指摘の点につきましては、もちろん、古い形のディーゼル発電のものをつくるということは私も大反対しておりますが、新しい形のものであるならば、環境アセスメントの期間を短縮するということは私は重要だと思っております。ことしの六月ですけれども、従来三年程度かかっていたアセスメントの手続期間を、リブレース、新しい形のものにするのであるなら一年強に、そ

して、風力、地熱、ジオサーマルでございませけれども、おおむね半減する、アセスの期間を短くしろということを開議決定させていただいているところでございます。

○荒井委員 もちろん、再生可能エネルギーは、民主党政権で固定買い取り制を実施したことから急速に伸びていますけれども、ただし、再生可能エネルギーというのは基盤エネルギーになるのかどうか、基盤エネルギーになるのかどうかという大きな課題を抱えています。基盤エネルギー、基底エネルギーにするためには、大きな蓄電池エネルギーが必要だと思います。

一方、化石燃料を使うエネルギーの活用については、CO<sub>2</sub>の吸収をする技術というものは、日本は世界でも最も進んでいると思えますけれども、それらもあわせて、ぜひ環境省でも技術開発をしていただきますようお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。